

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和7年10月24日

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.～

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 『JAF中長期ビジョン』を策定し、組織として目指すところ（ミッション、ビジョン、戦略等）を策定している。また、「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」を策定している。また、同計画については、添付『ガバナンス強化__基本方針・実施5ヶ年計画（案）』の趣旨で2025年11月理事会にて改定する。 (2) 『JAF中長期ビジョン』、「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」とともに当協会HPに公表している。 (3) 『JAF中長期ビジョン』、『ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画（案）』改定にあたっては、役職員の意見を広く募り、執行役員会議を経て理事会で確認を取っている。	公開URL： 〈https://americanfootball.jp/jafa/about/〉 〈https://americanfootball.jp/jafa/governance/〉
2	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 2025年11月理事会にて「人材の採用及び育成に関する計画」を記載した『ガバナンス強化__基本方針・実施5ヶ年計画（案）』に改定する。計画策定にあたっては、JSCが主導する『R07経営基盤の強化・安定に向けた取組に関する確認シート』に基づき、現状分析している。 (2) 2025年11月末までに「人材の採用及び育成に関する計画」を記載した『ガバナンス強化__基本方針・実施5ヶ年計画（案）』をHPにUPする。 (3) 『確認シート』は、専務理事、事務局員で意見集約し、執行役員会議で確認を取っている。『ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画（案）』改定にあたっては、役職員の意見を広く募り、執行役員会議を経て理事会で確認を取っている。	公開URL： 〈https://americanfootball.jp/jafa/about/〉 〈https://americanfootball.jp/jafa/governance/〉
3	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 財務の健全性確保に関する計画として、『財政基盤再構築』を策定している。また、その内容を公表するため、2025年11月理事会にて『ガバナンス強化__基本方針・実施5ヶ年計画（案）』に改定する。計画策定にあたっては、JSC主導の『R07経営基盤の強化・安定に向けた取組に関する確認シート』に基づき、現状分析している。 (2) 2025年11月末までに「財政の健全性確保に関する計画」を記載した『ガバナンス強化__基本方針・実施5ヶ年計画（案）』をHPにUPする。 (3) 『財政基盤再構築』の考え方を理事会で報告し意見を募っている。『確認シート』は、専務理事、事務局員で意見集約し作成し、執行役員会議で確認を取っている。『ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画（案）』改定にあたっては、役職員の意見を広く募り、執行役員会議を経て理事会で確認を取っている。	公開URL： 〈https://americanfootball.jp/jafa/about/〉 〈https://americanfootball.jp/jafa/governance/〉

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第5条第15号、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 第4条第1号及び3号に基づく、外部理事は6名（26.0%）である。 外部理事の目標割合は『ガバナンス強化__基本方針・実施5ヶ年計画（案）』2.（1）に基づき、25%と設定している。2025年は理事総数23名中（1名外部理事欠による。）、外部理事6名で26.0%で目標は達成しており今後も継続する計画である。 （2）女性理事2名（8.3%）である。 女性理事の目標割合は『ガバナンス強化__基本方針・実施5ヶ年計画（案）』2.（1）に基づき、2031年には40%以上と設定している。2025年6月の改選により、理事は理事総数23名中、女性理事2名、監事については、2名の内、女性1名である。 女性理事の目標割合達成に向けた具体的な方策として、加盟団体への女性理事推薦の共有及びフラッグフットボール競技者（女性）委員の理事登用などを働きかけている。	公開URL： 〈 https://americanfootball.jp/jafa/governance/ 〉 〈 https://americanfootball.jp/jafa/regulations/ 〉 〈 https://americanfootball.jp/jafa/boardmember/ 〉
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 本協会は、公益社団法人であるため、この項目は該当しない。	
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) 『委員会規程』第4条および『アスリート＆コーチ委員会運営要領』第4条に基づき、年1回以上という形で開催している。 (2) 委員会で取り扱う事項等を踏まえて適切な人選が行われている。要領では、「委員は8名とし、2名は学識経験者等有識者、4名以上をアスリートとする。また、1名以上を女性とするよう努める。」としている。また、2025年11月理事会にて新委員が任命される。 (3) 要領で、「委員長は、アスリート＆コーチ担当理事とする。」と定め、理事会に参画し、組織運営意見を反映している。委員長は外部理事として2021年に任用され、現在、執行役員理事である。	公開URL： 〈 https://americanfootball.jp/jafa/regulations/ 〉

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 『定款』第24条第1項に基づき、理事24名(2025年は1名欠)、監事2名で役員を構成している。 全国の加盟団体(社員)が推薦した理事なので、地域課題も含め論議でき適正な規模であると考え る。 2024年度は『定款』第37条第1項に基づき理事会を9回開催し、役員選考委員の選任、事業計画・予算書、事業報告案・決算書、事業執行役員の選任、世界大会出場確認・日本代表監督の選任、規程の改定などを確認している。 『定款』第24条第1項、第2項に基づき、理事より事業執行役員を選任するとともに、委員会を組織して取り組みや方向性を取りまとめ、理事会において確認する、実効性の高い機関決定を行っている。	公開URL： 〈 https://americanfootball.jp/jafa/regulations/ 〉 〈 https://americanfootball.jp/jafa/boardmember/ 〉
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 『役員候補者の選考に関する規程』第8条第1項第2号および『理事会提出役員選任議案作成の基準』第3条に基づき、理事就任時の年齢は満70歳未満に制限している。	公開URL： 〈 https://americanfootball.jp/jafa/regulations/ 〉
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数 の上限を設けること	(1) 『役員候補者の選考に関する規程』第8条第1項第2号に基づき、再任上限を設けている。 (2) 『役員候補者の選考に関する規程』第8条第1項第4号に基づき、「既に連続して10年以上理事として在任している者でないこと、又は過去に連続して10年以上理事として在任したことのある者にあつては、理事を退任してから2年以上経過していること。」しているが、2025年11月理事会にて「既に通算して10年以上理事として在任している者でないこと、又は過去に通算して10年以上理事として在任したことのある者にあつては、理事を退任してから4年以上経過していること。」と改める。	公開URL： 〈 https://americanfootball.jp/jafa/regulations/ 〉 〈 https://americanfootball.jp/jafa/boardmember/ 〉
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 『役員候補者の選考に関する規程』第2条第2項に基づき、理事会等の他の機関から独立して行っている。 (2) 『役員候補者の選考に関する規程』第5条に基づき、外部有識者(当法人の外部有識者である理事及び外部有識者である社員を含む。)から3名、理事又は社員から1名、監事のうち1名を構成として、理事会で委員を確認している。 (3) 2025年11月理事会にて、同規程5条に「役員候補者選考委員の構成員の半数以上を現職の理事(外部理事を含む)が占めないようにする」趣旨を追記する。	公開URL： 〈 https://americanfootball.jp/jafa/regulations/ 〉

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(1) NF及びその役職員その他構 成員が適用対象となる法令を遵守 するために必要な規程を整備する こと	(1) 『定款』、『倫理懲罰規程』、『日本代表チーム編成規程』、『就業規則』等各種規程を整備している。また、日本代表選手については『参加同意書兼誓約書』を徴収している。	公開URL： 〈 https://americanfootball.jp/jafa/regulations/ 〉
12	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる 一般的な規程を整備しているか	(1) 『定款』をはじめ、『入会及び退会に関する規則』、『社員総会運営規則』、『社員等に関する規則』、『理事会運営規程』、『会計規程』、『加盟団体に関する規程』、『理事等の職務権限規程』、『理事会提出理事会提出役員選任議案作成の基準』、『委員会規程』、『利益相反管理規程』、『役員候補者の選考に関する規程』、『派生競技会員の入会及び退会に関する規則』など法人運営に関する各種規程を整備している。	公開URL： 〈 https://americanfootball.jp/jafa/regulations/ 〉
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	『危機管理基本方針』をはじめ、『倫理懲罰規程』、『内部通報規程』、『アンチ・ドーピング規程』、『個人番号及び個人情報の保護に関する基本方針』、『個人情報及び個人情報の保護に関する基本規程』、『印章管理規程』、『理事等の職務権限規程』、『就業規則』、『法人カード利用規程』、『利益相反管理規程』など法人の業務に関する各種規程を整備している。	公開URL： 〈 https://americanfootball.jp/jafa/regulations/ 〉
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	(1) 『旅費規程』をはじめ、『役員等の費用弁償規程』、『役員の報酬等の支給の基準』、『就業規則』など法人の役職員の報酬等に関する規程を各種整備している。 また、職員の報酬については『就業規則』第5条に基づき『個別労働契約書』において労働条件の一つとして定めることになっている。	公開URL： 〈 https://americanfootball.jp/jafa/regulations/ 〉
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	(1) 『定款』第8章資産及び会計、第9章基金において定められているほか、『寄附金等取扱規程』、『会計規程』、『管理運営基金取扱規程』など各種規程を整備している。	公開URL： 〈 https://americanfootball.jp/jafa/regulations/ 〉
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	(1) 『定款』をはじめ、『会費等に関する規則』、『派生競技会員の会費等に関する規則』、『社員等に関する規則』、『管理運営基金取扱規程』、『加盟団体に関する規程』など各種規程により会費、分担金の徴収に関すること、基金等の運用益に関することが定められている。 また、『寄附金等取扱規程』を改定し、インターネットを活用した寄附システムを6月に構築し7月より運用している。 「協賛金」については、トップセールスにより獲得している。	公開URL： 〈 https://americanfootball.jp/jafa/regulations/ 〉

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	(1) 『日本代表チーム編成規程』第8条により、選考基準、選考過程が明確になっている。また、当該委員会の委員の全員の同意が条件となっている。また、選手からは『参加同意書兼誓約書』を徴収している。 (2) 『日本代表チーム編成規程』第12条（不服申し立て）には、事後に選考理由を開示等のために、不服申し立ておよび日本スポーツ仲裁機構の仲裁規則による自動応諾条項を設定している。また、選手の権利保護のため『内部通報規程』を整備している。 (3) 『日本代表チーム編成規程』第5条（監督の選任）第6条（コーチの選任・任命）により、選考基準を作成するコーチを選任し、同規程第8条により、競技またはポジションごとのコーチが個別の評価表を作成し評価にあたることが規程され、公平かつ合理的な過程で実施している。	公開URL： 〈 https://americanfootball.jp/jafa/regulations/ 〉
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	(1) JAFが主催する試合及び海外派遣する審判員の選考は、加盟団体である日本アメリカンフットボール審判協会が独自に行っている。選考基準、内容は公開されていないが、『日本選手権審判団および海外派遣審判員選考基準』に基づき選考されている。JAFの審判委員会から日本審判協会に派遣審判選考を依頼する。その後日本審判協会理事会により派遣審判候補を選考し、選考された審判が所属する地域審判部と協議し最終決定する流れとなっている。今後、2025年11月理事会にて『ガバナンス強化 基本方針・実施5ヶ年計画（案）』を改定し、計画に沿って2027年3月末までには、JAFが主催する日本選手権やJAFが参加する国際大会などへの派遣審判団に資格付与する試行を行い、2029年3月末までには、資格制度規程を策定する。	公開URL： 〈 https://americanfootball.jp/jafa/governance/ 〉
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問 い合わせをできる体制を確保する こと	(1) TMI総合法律事務所およびField-R法律事務所と『顧問契約』を締結するとともに、JAFの代表理事（会長）は外部理事であり弁護士である。また監事の1名は弁護士であることから、弁護士間でのやり取りを含め、規程の整備や法人運営に関する日常的な相談、セカンドオピニオン意見聴取を行っている。 (2) 2021年11月理事会ではNFガバナンスコードについて、『ガバナンスコード自己説明公表について』『JAF委員会タスク一覧』により、JAFガバナンスの課題点共有、2022年6月理事会では、『国際連盟不正操作防止規程の和訳』を題材に不正防止の共有、2023年8月理事会では、弁護士による『公益社団法人の理事・監事として知っておくべきこと』研修、2024年度8月9月の理事会におけるU20薬物使用案件処分方針の確認、2025年1月の理事会では、弁護士による『スポーツ団体ガバナンスコードと最近の不祥事事例』研修などを理事会において逐次行うことで、潜在的な問題把握や法的知識を習得している。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) コンプライアンス委員会を設置し『委員会規程』第4条および『コンプライアンス委員会運用要領』第4条に基づき、年1回以上という形で開催している。 (2) 『コンプライアンス委員会運用要領』により、委員会の目的、役割、委員の構成、開催頻度、及び理事会に議事内容を報告すると定めている。例えば、2021年11月理事会では国際連盟からの「不正操作防止規定」を、順守可能とするために倫理懲罰規程改定議題を、また、2022年8月理事会では利益相反規程議案を上程したり、2024年8月理事会では倫理委員会による処分案を上程するなど、コンプライアンス強化の取り組みを推進している。 (3) 『コンプライアンス委員会運用要領』第3条では、女性1名以上を配置すること、弁護士を出席させることを規定している。現在すべて男性委員だが、2025年11月理事会にて、女性委員1名、弁護士1名を委員として配置し、同要領第3条を満たす予定である。	公開URL： 〈https://americanfootball.jp/jafa/regulations/〉
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) 『コンプライアンス委員会運用要領』第3条では、女性1名以上を配置すること、弁護士を出席させることを規定している。2025年11月理事会にて、女性委員1名、弁護士委員1名を配置する。	公開URL： 〈https://americanfootball.jp/jafa/regulations/〉

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 役職員向けに、年に1回は研修を行っている。 2021年11月理事会では、「NFガバナンスコードについて」として、『ガバナンスコード自己説明公表について』『JAF委員会タスク一覧』により、JAFガバナンスの課題点共有研修を行った。 2022年6月理事会では、『国際連盟不正操作防止規程の和訳』を題材に、不正防止の共有を図った。 2023年8月理事会では、弁護士により『公益社団法人の理事・監事として知っておくべきこと』を研修した。 2024年度8月9月の理事会では、U20薬物使用案件処分方針の確認により、研修効果を得た。 2025年1月の理事会では、弁護士により『スポーツ団体ガバナンスコードと最近の不祥事事例』を研修した。 また、理事会において、内部通報や倫理委員会報告があるときに課題の共有化などを適時行っている。JSPOが開催する各種研修に役員が参加し、理事会等で報告している。	
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 選手および指導者に対して、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施している。 JAFはJOC強化指定選手、コーチを指定しているが、その選手およびコーチは年2回『インテグリティ研修』を受けており、2025年は6月24日・8月4日、コーチは6月27日・8月7日に受講している。また、近年は必ず海外渡航の際は『渡航説明会』において注意喚起および『参加同意書兼誓約書』を徴収している。事例としては、U20渡航説明会2024年5月27日、2024JIC渡航説明会2024年7月1日、2024FFWC渡航説明会2024年8月14日、2025年JIC渡航説明会2025年4月11日などであり、年1回以上の頻度となっている。	
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) JAFが主催する全国大会及び国際大会等に参加する審判員に対して、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施している。加盟団体である日本アメリカンフットボール審判協会が『オフィシエティングマニュアル』に基づき行っており、その実績の確認として、審判協会理事会報告書の提出を求めている。また、2025年は4月29日に研修として『JSOSの会議室を借用』して開催している。 今後、2025年11月理事会にて『ガバナンス強化_基本方針・実施5ヶ年計画(案)』を改定し、計画に沿って、2027年3月末までにはJAFとしての審判員資格設定を試行し、2029年3月末までには資格制度を確立する。その中で、審判協会の研修だけではなくJAFとしてもコンプライアンス教育を実施する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 法令、定款、会計規程並びに公益法人会計基準等の一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守している。また、専門性を有し適性のある監事2名（弁護士及び会計士）を置き、各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も行っている。 (2) 法律のサポートとしては、TMI総合法律事務所およびField-R法律事務所と『顧問契約』を締結し、専属の弁護士と日常的な相談を行っている。税務、会計等については、アーク税理士法人と『業務（税務・会計）契約』を締結しており日常的にサポートを受けている。社会保険等の算定については、社会保険労務士と『業務（社会保険）契約』を締結し、給与計算、社会保険料算定等のサポートを受けている。	
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 財務管理及び財産管理については、『理事の職務権限規程』に基づき経費支出等の稟議を行い、『会計規程』により適正に処理を行っている。また、『定款』に基づき監事による監査を経て社員総会において議決される業務サイクルが確立している。 (2) 一般社団法人法第61条に基づき、監事2名を設置している。現在、監事には専門的能力を有するものとして、弁護士及び会計士が任についている。 (3) 『定款』に基づき監事は各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、『定款』に基づき理事会の議事録署名人として指定されており、理事会に出席し具体的な業務運営報告を受けその妥当性も審査している。	公開URL： https://americanfootball.jp/jafa/regulations/
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 国や助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理し、国や助成元における監査を受けている。また、上項の体制により、関連規程の定めに基づき、手続きや科目など適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受けている。 助成金事業の適正運用が行われていることを、ホームページに公開している。	公開URL： https://americanfootball.jp/jafa/jsc/

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 公益法人認定法で定められている法定備置書類として「定款」、「各種規程」、「事業計画」、「収支予算書」、「事業報告」、財務諸表関連として『決算報告書』、「監査報告書」、「納税証明書関連書類」、「履歴事項全部証明書」、「印鑑証明書」、「役員名簿」、「社員名簿」、「社員総会議事録」、「理事会議事録」を事業所に備置し、要請に応じて閲覧できるよう整えてある。また、ホームページに「定款」、「各種規程」、「事業計画」、「収支予算書」、「事業報告」、財務諸表関連として『決算報告書』、「役員名簿」、「社員名簿」を公開している。	公開URL： 〈https://americanfootball.jp/jafa/businessplan/〉 〈https://americanfootball.jp/jafa/businessreport/〉 〈https://americanfootball.jp/jafa/boardmember/〉 〈https://americanfootball.jp/jafa/members/〉
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 「日本代表チーム編成規程」はHPで公表されている。 代表選手の募集、トライアウトの実施要領等は、ホームページで公表するとともに、加盟団体等へ個別に通知している。選考された選手、入替等変更のあった場合もホームページで公表している。選考理由等開示も含め不服申立てできる規程としている。 フラグフットボール選手については、2024年度に会員登録・情報発出サイトを策定し、直接本協会が会員管理を行っている。また、選考された強化指定選手・代表選手はJafaが設定した「チャットツール」により情報を共有、取得できるシステムとしている。	公開URL： 〈https://americanfootball.jp/jafa/regulations/〉 〈https://americanfootball.jp/flag_japan_team/〉
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) ホームページに、ガバナンスコード自己評価書を、2021年3月より公表している。 処分等についてプレスリリースしている。	公開URL： 〈https://americanfootball.jp/jafa/governance/〉

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 重要な契約（金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。）については、『理事等の職務権限規程』第2章に基づき、理事会承認事項としている。 (2) 『利益相反管理規程』第2条および第3条に基づき、適正に管理している。	公開URL： 〈 https://americanfootball.jp/jafa/regulations/ 〉
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 2022年8月に『利益相反管理規程』を策定し、利益相反ポリシーに関する利益相反取引および利益相反の承認における判断基準については、同規程第3条および第4条第1項第5号に規定している。	公開URL： 〈 https://americanfootball.jp/jafa/regulations/ 〉
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 2018年度から法律相談事務所と通報窓口の『法律業務委託（通報外部窓口）契約』を締結し、通報窓口を内部と外部2ルート設置しホームページにアップしている。 (2) 『内部通報規程』第6条、第7条、第10条、第17条および第18条において、通報を受けた者、調査を行うもの等に守秘義務を課している。 (3) 『内部通報規程』第6条第2項、第3項および第10条第3項、第4項において、通報者を特定し得る情報や通報内容について情報管理を徹底することを規定している。 (4) 『内部通報規程』第15条において、通報者等に対する不利益な取扱いを行うことを禁止することを規程している。 (5) コンプライアンス担当理事は、『内部通報規程』第9条第3項に基づき、内部通報案件を理事会に報告し、『倫理懲罰規程』に該当する場合は「倫理委員会」を設置し、通報から処分までの一連の流れを所掌する。また、同規程第9条第2項および第12条第2項に基づき、案件を理事会に報告することで役員は通報が正当な行為であることを意識する環境にある。	公開URL： 〈 https://americanfootball.jp/whistleblowing/ 〉 〈 https://americanfootball.jp/jafa/regulations/ 〉
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 2018年度から法律相談事務所と通報窓口の『法律業務委託（通報外部窓口）契約』を締結し、通報窓口を内部と外部2ルート設置しホームページにアップしている。 『内部通報規程』『倫理懲罰規程』により、調査担当者をコンプライアンス担当理事が中立性、専門性を考慮して指名するが、案件により通報窓口『法律業務委託（通報外部窓口）契約』を締結した法律事務所の弁護士が調査員として参加する。	公開URL： 〈 https://americanfootball.jp/whistleblowing/ 〉 〈 https://americanfootball.jp/jafa/regulations/ 〉

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1) 『倫理懲罰規程』第4条により禁止行為、同規程第3条により処分対象者、同規程第10条により処分の内容を規程し、同規程第6条から第9条において、処分に至るまでの手続を規定している。 (2) 禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続周知のため、ホームページに『倫理懲罰規程』をアップしている。 また、JOC強化指定選手、日本代表選手、コーチ、スタッフ等から、『参加同意書兼誓約書』を徴収することで、周知を図っている。 (3) 『倫理懲罰規程』第9条第3項より、処分対象者に対し聴聞（意見聴取）の機会を設けている。 (4) 『倫理懲罰規程』第11条より、処分結果は、処分対象者に対し書面にて告知することを規定しているが、同規程11条には、「処分の内容」「処分対象行為」「処分の理由」との明確な表記がないことから、2026年11月末までに改定する。不服申立手続は、処分を知った日から1か月以内再審請求を求めることができると規定している。その際は、第三者が参加する裁定委員会を設置し再審査を行うことが規定されている。 また、日本スポーツ仲裁機構の規則に委ねる自動応諾条項も設定している。	公開URL： 〈https://americanfootball.jp/jafa/regulations/〉
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 『倫理懲罰規程』第7条に基づき、コンプライアンス担当理事又は倫理委員会が中立性及び専門性を有する調査担当者を任命する。コンプライアンス担当理事又は倫理委員会が処分案を作成し、理事会にて審査する。倫理委員会は、専務理事、理事（1名以上）及び外部有識者（1名以上）と規定している。	公開URL： 〈https://americanfootball.jp/jafa/regulations/〉
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) 『倫理懲罰規程』第12条第5項および『日本代表チーム編成規程』第12条第2項において、処分者から公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して仲裁申し立てがなされた場合、当該申し立ては公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則によって解決される旨、自動応諾条項を設定している。 (2) 『日本代表チーム編成規程』第12条第2項において、代表選手の選考に関する仲裁申し立てができるようになっている。 (3) 規程において、不服申立期間を1か月と定めており、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のみへの申立期間について特段制限は設けていない。	公開URL： 〈https://americanfootball.jp/jafa/regulations/〉
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) 処分対象者に対し、不服申し立てができる（スポーツ仲裁の利用が可能である旨含む）ことを、「処分告知書」に記載を行うこととしたが、不服申し立てとして一括表記であったので、今後は「スポーツ仲裁の利用が可能である」旨を記載することとする。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 『危機管理基本方針』に基づき、執行役員構成の「危機管理会議」を設置する。また、危機規模が大きいと判断される場合は、加盟団体から委員を招集し「危機管理委員会」を設置し案件にあたることとしている。 (2) 『危機管理基本方針』を2025年6月に改定し、ホームページにアップしている。 (3) 『危機管理基本方針』は、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 (4) 『危機管理基本方針』では、各危機（不祥事を含む）に関する知見を有するものを会議に招集することができると規定し、倫理懲罰規程の流れに沿った外部調査員を設置する一連の流れを含んだ対応をしている。さらに2025年11月理事会にて『危機管理基本方針（案）』に同規程に該当する不祥事における、危機管理会議、危機管理委員会、専門家の招集などについて追記改定し、同規程の流れに沿った対応を行うことを明確にする。	公開URL： < https://americanfootball.jp/jafa/governance/ >
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1) 2024年U20世界大会遠征時に不祥事が発生し、事実調査、原因究明、責任者の処分について検討するための調査体制を速やかに構築し、処分内容、再発防止策等を公表している。また、学校側にも対応報告を求めている。 (2) 一度収束した後においても、再発防止策の取組が適切に運用され、定着しているかを不断にモニタリングしている。具体的には、選手危機管理のため、世界大会の都度、派遣選手には事前に参加同意書兼誓約書徴収および渡航前薬物検査を行っている。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	(1) 基本的には、調査員は独立性・中立性・専門性を考慮し任命することとしている。 過去4年間に外部調査委員会は設置していない。当該案件は特殊なものであったので、規程を考慮せず任命している。 2024年U20世界大会遠征時の不祥事について内部通報があった。当該案件は処分対象学生在学大学とJAFaは直接関係性を有せず、むしろ事情が良く分かっている者らによる調査のほうが迅速・的確に対応できることから、JAFa内部のメンバーで調査員を構成した。調査結果を踏まえ2024年8月に『倫理懲罰規程』に基づく「倫理委員会設置」を理事会確認した。倫理委員は独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士等）を中心に構成した。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 『入会及び退会に関する規則』、『加盟団体に関する規程』により加盟手続きを経た傘下団体の代表者が正社員として社員総会を構成し、「定款」、「社員総会運営規則」、「理事会運営規程」、「理事等の職務権限規程」の定めるところの権限を有することになる。 これにより全体として統一性、整合性のある指導、助言、支援を行うことができる。 (2) 加盟団体へは、当協会HPに公表している「協会理念」により地方組織との関係性を提示している。 「日本スポーツ協会公認指導者養成事業」、「コーチクリニック、フットボール教室」、「安全対策セミナー」、「医科学研究会」、「アンチ・ドーピング講習会」により指導助言及び支援を行うことを、事業計画に定めている。 (3) 2024年U20世界大会遠征時の不祥事は、当該選手が所属する加盟団体のみならず大学と連携し、本協会が調査した内容の共有などを図るとともに、大学の処分についても、JAFAの考え方を大学に勧告することとした。	公開URL： 〈https://americanfootball.jp/jafa/about/〉 〈https://americanfootball.jp/jafa/organization/〉 〈https://americanfootball.jp/jafa/regulations/〉
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) 加盟団体の安全対策、強化育成、ガバナンス強化のため、定期的に「日本スポーツ協会公認指導者養成事業」、「コーチクリニック、フットボール教室」、「安全対策セミナー」、「医科学研究会」、「アンチ・ドーピング講習会」により指導助言及び支援を行っている。 また、統括団体が実施する研修の活用や、共有を行っている。	